

福島県からのお知らせ

応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与期間について

下記の市町村（区域）から避難されている方は、平成30年3月末まで供与期間が延長となります。

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域

南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28.7.12に避難指示が解除された区域）

川俣町の避難指示区域

川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28.6.14に避難指示が解除された区域）

※避難指示区域とは、平成28年7月15日時点の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を指します。

※福島県外の借上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅についても、上記のとおり対応していただくよう、福島県より要請しております。

平成30年4月以降の供与について

○檜葉町から避難されている方→ 平成30年3月末をもって終了となります。

※自宅建築・修繕等の工期の関係で、住宅の再建が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。

○檜葉町以外の上記市町村（区域）から避難されている方

避難指示の解除の見通しや、解除後の住居確保の状況などを見据えながら、今後判断します。取扱いにつきましては、改めてお知らせします。

<参考>

以下の市町村から避難されている方は平成29年3月末をもって終了となります。

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、金山町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町

※南相馬市、川俣町及び川内村の上記以外の区域から避難されている方も同様に終了となります。

問い合わせ先 《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

0120-303-059

受付時間/午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

